

綾瀬市バレーボール協会規約

(名 称)

第1条 この会は、綾瀬市バレーボール協会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、綾瀬市内のバレーボールの普及発展と技術の向上並びに団体相互の親睦を深めるとともに、生涯スポーツとしての一翼を担うことを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、本会の目的に賛同するバレーボールチーム（団体）の構成員（会員）をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バレーボールに関する競技会の開催
- (2) バレーボールに関する講習会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(評議員)

第5条 本会に評議員を置く。

2 評議員は各チームから選出された会員2名をもって充てる。

(評議員の職務)

第6条 評議員は評議員会を構成する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、任期満了後も、後任者が選任されるまで、その職務を行うものとする。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 1名

(役員を選任)

第9条 本会は、次の方法により役員を選任する。

(1) 会長、副会長、会計及び監事は、理事会が推薦し、評議員会において選任する。

(2) 理事は、各登録チームから1名ずつ選出するものとする。なお、本会

の運営上、会長が必要であると認めた場合、評議員会の承認を得て、別に若干の理事を選出することができる。

(3) 理事長は理事の互選によって定める。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、理事会を代表し会務を執行する。

4 理事は、理事会を構成する。

5 会計は、経理を掌理する。

6 監事は、会計及び業務の内容を監査する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も、後任者が選任されるまで、その職務を行うものとする。

(名誉会長、顧問)

第12条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、評議員会の同意を得て、会長が委嘱し、重要事項につき会長の諮問に応じる。

(会議)

第13条 本会の会議は、評議員会、理事会及び専門委員会とする。

2 評議員会は、本会の議決機関であって、会長が招集する。

3 評議員会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時評議員会を開くことができる。

4 臨時評議員会は、理事会において必要と認めたとき及び評議員の過半数の要請があったとき開催する。

5 理事会は、必要の都度理事長が招集する。

6 専門委員会は、本会の事業運営のため理事が役割を分担し、審判委員会、競技委員会を構成する。なお、各委員会の委員長は、委員の互選により定める。

(1) 審判委員会、競技委員会は、それぞれの委員長が招集する。

(評議員会の議決事項)

第14条 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) 事業計画及び予算の承認

(4) 役員を選任

(5) その他、重要事項

(理事会の審議事項)

第15条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 評議員会から委任された事項
- (2) その他、本会の運営に必要な事項
(専門委員会の審議事項)

第16条 専門委員会は、次の事項を審議し、会長に報告する。

- (1) 会長から委任された事項
- (2) その他、競技運営等に関する事項
(会議の運営)

第17条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 評議員会の議長は、会長があたる。
- 3 理事会の議長は、理事長があたる。
- 4 専門委員会の議長は、委員長があたる。
(議 事)

第18条 会議の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

(経 費)

第19条 本会の経費は、登録料、交付金、参加料及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第21条 本会の事務局は、会長の指定した場所に置き、事務員を置く。

- 2 事務員は、会長の命を受け、事務に従事する。

(委 任)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

(旧会則の廃止)

- 2 綾瀬市バレーボール協会会則（昭和59年5月11日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 3 この規約は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 4 この規約は、平成29年4月24日から施行する。